

## これまでにいただいた町長直通便について (H28. 4月～H28. 6月受付分)

No.	いただいたご意見等の概要	回答内容	担当部署
160	まちづくり観光交流センターでの期日前投票は不便であり、スロープになっており歩いて行きにくい。	以前の期日前投票所は、役場1階万葉ホール前に設置しておりましたが、立候補者の立会演説会場となる万葉ホールが近接していること及び、期日前投票所として好ましくない状況にあることから場所を移すこととなりました。今回の投票所である、太子町まちづくり観光交流センターは坂道の途中にあり、杖歩行の方には手摺りも無く歩いて行きにくい場所であることは認識しております。今後は、手摺りの設置やバリアフリー化、及び役場内会議室に変更するなど検討してまいります。	住民人権グループ
	自治振興費補助金を増額すれば町会(自治会)への加入促進につながるのでは。	補助金の交付にあたっては、毎年度決められた予算の範囲内で交付を行っています。ご意見のありました交付額増額については困難な状況となっております。町会(自治会)への加入促進につきましては、加入促進のチラシなどできることから取り組んでいる状況です。	総務政策グループ
161	予約型乗合ワゴンについて総合福祉センターバスもこの事業に参画し、予約制ではなく、定期運転で各停留所を運行すれば効率アップにつながるのでは。	総合福祉センターの送迎バスは、総合福祉センターで実施している事業等における利用者の送迎を目的としています。現在、送迎バスの利用者が多く、他の乗客利用の余裕が無い状況です。そのため、送迎バスを新たな場所に巡回させることは、総合福祉センター利用者の送迎に支障をきたすおそれがあります。また、予約型乗合ワゴンの利用実績を勘案すると、定期運転に変更することは、これまで利用されてきた住民の皆様の利用時間や利用場所が制約されてしまうことになりかねませんので慎重な検討が必要であると考えています。	高齢介護グループ
	職員の勤務時間を分けて(早出・遅出)、午前8時30分から開庁できないか。	窓口部門だけでなく、事業部門や管理部門など多数の業務に就いており、適切な窓口対応が行えるよう職員を配置し、住民サービスの向上を図りながら業務の効率化に努めているところであります。頂いたご意見につきましては、全体として開庁時間を延長することになるため、適切な業務運営の体制確保が必要となることから実施困難と考えております。	秘書広報グループ
162	今回の選挙(町議会議員補欠選挙)で投票所数が減少したことによりポスター掲示板も減り、また掲示もされていない中、立候補者を知る機会も少なくなった。町民は、立候補者を知る権利があるのではないか。	選挙ポスター掲示板は、公職選挙法で基準が示され、本町でもそれに基づき、できるだけ人目のつきやすい場所に設置しております。また、ポスターが掲示されていない件につきましては、立候補届出の時点で立候補者がポスターを作成していなかったこと、またポスター掲示は立候補者の判断で行われることから掲示されない場合があります。立候補者を知る方法としては、ポスター掲示以外に選挙公報があります。今回は投票日の2日前までに全戸配布しております。	住民人権グループ

※ 連絡先等が不明なものは含まれていません。

## これまでにいただいた町長直通便について (H28. 4月～H28. 6月受付分)

No.	いただいたご意見等の概要	回答内容	担当部署
163	聖燈会について ①ポスターに各町会が協力している旨を明記すべきである。 ②シール貼りの説明は「聖燈会の会」の会員がすべきである。 ③シール記入時の寄付金を徴収する際の寄付参加者リストを各町会に配られているが、プライバシー(個人情報)等に反するものではないのか。	①各町会からは作業等に「実行委員会」という形で参加いただいております、実行委員会は組織の一部として位置づけられていることから、記載については今のところ考えておりません。 ②「聖燈会の会」の事務局を太子町観光・まちづくり協会が行っていることから説明は、毎年事務局が担っております。 ③今後はこのような資料の提供はいたしません。	にぎわいまちづくりグループ
164	役場に提出する申請書及び届出書の敬称について、「殿」「様」が混在しているため、どちらかに統一してはどうか。	本町の規則等で規定している申請書等様式の宛先の敬称については、随時「殿」から「様」へ変更しているものの、依然として「殿」又は「様」が混在しているのが実態です。今後、法改正等で規則等の見直しが必要な時に併せて改めていきたいと考えております。	総務政策グループ
165	上の太子観光みかん園付近の暴走行為の取締りについて	警察署には、再三にわたり取締りの強化を依頼しておりますが、状況が改善されていないことは事実です。警察署に確認したところ、「現場付近の夜間パトロールや集中取締りを実施したが、いずれも空振りに終わっている」との回答でした。町といたしましても引き続き、住民の安全・安心のため、警察署と連携し、パトロールや取締りの強化を依頼してまいります。	安全環境グループ
166	宗門池公園内回転遊具の座板損傷について	当該遊具を撤去します。	地域整備グループ
167	民間企業主催の体験会の防災行政無線での案内について	毎日、午後8時に行っている防災行政無線は、個別受信機の災害時における緊急放送受信状況の確認を兼ねて行っており、「電波法」及び「町規程」により制限されております。ご要望頂いた体験会ですが、民間企業が自社の商品の販売を目的とした体験会であることから、公共の放送である防災行政無線で案内をすることは法及び条例で制限された内容であり、また、特定される民間企業の営利活動に寄与することにもなるため、ご要望にお応えすることは困難であると考えております。	秘書広報グループ

※ 連絡先等が不明なものは含まれていません。

(様式第4号)

## これまでにいただいた町長直通便について (H28. 4月～H28. 6月受付分)

No.	いただいたご意見等の概要	回答内容	担当部署
168	ホタルの保護を町域全体に拡大してはどうか。	現在、ホタルの保護区域としている唐川は、安全で生物にやさしい“かわ”づくりを基本方針とし、ホタルやトンボが生息する溪流づくりを目指し、ふるさと砂防整備事業として整備いたしました。その他の河川については防災に重点を置いたブロック積で整備された河川で、生物の生息に適切な環境ではなく、今後環境に配慮した河川改修の予定もございません。以上のことから、町域全体をホタルの保護区域とすることは困難であると考えております。	地域整備グループ
169	近所で行われている廃棄物の焼却について取締りをお願いしたい。	廃棄物を燃やす行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されております。よって、野焼きを行っている者に対して、法律により禁止されていることを伝え、焼却行為を止め、適正に処理するよう指導いたしました。今後、このような行為が続くようであれば、大阪府及び警察署と連携しながら指導を行ってまいります。	安全環境グループ

※ 連絡先等が不明なものは含まれていません。